

令和4年11月18日
13時45分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

(1) 発射日時 令和4年11月18日（金） 10時14分頃

(2) 発射場所 北朝鮮平壤近郊

(3) 発射数等 発射数：ICBM級弾道ミサイル1発

方 向：東方向

距 離：詳細については政府にて現在分析中であるが、発射された弾道ミサイルは約69分飛翔し、11時23分頃、北海道の渡島大島の西方約200kmの日本海（日本の排他的經濟水域（EEZ）内）に落下したものと推定。飛翔距離は約1,000km、また最高高度は約6,000km程度と推定。

2 首相指示（令和4年11月18日 10時18分）

(1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと

(2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること

(3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 防衛大臣指示（令和4年11月18日 12時48分）

(1) 米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること

(2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

その後、関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところ

4 内閣官房発表内容（令和4年11月18日 12時55分）

・付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない

・これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮のミサイル発射は今年に入って34回目（うち弾道ミサイルは28回目）

